

第75号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月2日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和 38 年芦屋市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条（見出しを含む。）中「平成 25 年度」を「平成 26 年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

国民健康保険財政基盤強化策の延長に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例を平成26年度まで継続する。(附則第2条関係)

3 施行期日

公布の日